

3月10日、平成21年度の予算案などを審議する「第1回町議会定例会」が開会され、川根町長が今年度のまちづくりの指針である町政執行方針を発表しました。執行方針の概要についてお知らせします。

#### 川根町長 平成21年度町政執行の基本方針

平成21年度についても、世界的な金融危機により、各国の経済情勢悪化による雇用不安など病巣が非常に根深く、被った傷も外面か内面かもわからず、どう治療して治癒させるのかもわからない状況であり、今後において相当の時間が必要となり、国内外はもちろんのこと本町にとっても不況年と覚悟して物事に取り組む必要があると思っております。

このような中であって、本年度の取り組みについては、経常経費の節減を継続しながら不断の内部努力を徹底し、町民一人ひとりが自助・互助・公助の理念のもと将来世代に過度な負担を残さないよう長期的な視野に立った健全財政を堅持しつつ、一方では、今こそ本町の財政の力を最大限に活用し、町民の皆様に還元するときであり、このピンチをチャンスと捉え、必死の自助努力を行い本町活性化のためには、時には大胆な予算を計上しこの難局を打開したいと考えております。

いずれにいたしましても、この金融不安に対して、国や道が今後どのような措置をとるか、動向を注視していかなければなりません。平成21年度予算にあたっては「活力を生み出す第一次産業及び商工業の振興」「住んでいて良かったと実感できる町づくり」「職員の意識改革、行財政の断行」を最重点施策として掲げ、実現に向けて町民の皆様の期待に応えるよう努めてまいります。

「郷土佐呂間町を住みよい町にする」「これからもずっと住み続けたいと思う町」を目指し、町政の舵取りを行います。

平成21年度

## 町政執行方針概要

### 平成21年度主要事務・事業の内容

平成21年度予算編成にあたり、町民の参画と協働により、地域に根ざした事業を創出するとともに、各種事業について創意工夫し、町民生活のすみずみまで目の行き届いた、質の高い行政サービスを提供してまいります。また、将来いかなる社会経済状況の変化にも柔軟に対応し「最少の経費で最大の効果」の基本原則を踏まえ、町民の視点で施策の徹底した見直しを図ります。

## 住民参加の行政運営

今、地方自治体を取り巻く社会状況等、外部環境はめまぐるしい変化を見せており、地方分権改革と財政危機の二律背反的な問題を抱え「住民と行政の協働」「民間活力の導入」といった様々な視点からの変革・改革が求められております。そのためには、今まで以上に住民生活や地域に密着した行政を総合的に担う最も身近な地方政府として、自己決定・自己責任の原則に基づき、地域のあり方について町民の意見を反映しな

がら、町民とともに自立的な行財政運営をしていくことが求められております。行政が様々な施策を進めていくためには、町民の意向や要望を的確に把握し行政活動に反映させると同時に、施策の内容についての情報を常に提供し、公開していくことが必要であり、職員全体が町民との意志疎通を図り住民自治に基づいた行政運営を進めてまいります。

#### 市町村合併問題

私は町長選挙に立候補するにあた

#### 行財政運営

り、市町村合併は避けて通れないと考えてはおりますが、当面は自立の自治体を目指すという決断を行ったところであります。しかし、未来永劫しないということではなく、今後の国の動向や地方制度調査会での合併議論を注視し、合併問題に関する様々な情報を速やかに町民にお知らせし、関心と理解を喚起し町民との合意形成に努めてまいります。

行政運営は、最小の経費で最大の効果を上げることが基本であり、社

会経済環境の変化に対応した行政サービスを提供していくことが求められていることからより効果的・効率的な行政改革を進めるため、徹底した歳出削減、定員管理・給与の適正化、組織機構の簡素効率化、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたり、改革を引き続き積極的に推進し、当面持続可能な財政運営を進めてまいります。

#### 林産業振興

森林がもつ公益的機能の維持・増進を図るため国有林及び民有林との連携を図るとともに、広域的な森林づくりを進めるため町有林の計画的な整備に努めてまいります。

#### 水産業振興

水産資源や漁場環境の維持保全に努め、増養殖技術の向上を図るため、漁港などの基盤整備を促進するとともに、計画的な栽培漁業と安定した水産物の供給に努めるよう各種事業に対して支援を行ってまいります。

#### 商工業振興

明るい町づくりには、地元商店街の活性化と利用促進が重要であり、後継者対策や低下傾向にある購買力の向上を目指すため、商工会組織の強化をはじめ各種事業の支援及び中小企業振興資金制度を有効に活用した金融支援対策を進めてまいります。

また、町内の住宅建設においては、町外業者が大半を占め建設産業が低

## 福祉医療の充実

#### 介護保険

介護保険制度については、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の開始年となりますが、現保険料の上昇を抑えるため準備基金の支出を図り、所得に応じて定める保険料の階層を標準6段階から7段階へと負担能力に応じ分割する多段階へと拡大します。また、基準保険料率である4段階のうち、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の低所得者への負担軽減に配慮するとともに、適正な財政運営に努めてまいります。

#### 高齢者福祉

国では福祉制度や障がい者制度、医療制度等の見直しが行われ、高齢者や障がい者にとっては厳しい社会

#### 障がい者福祉

第1期障害福祉計画で設定した平成23年度の数値目標に向け、第2期障害福祉計画の開始年となります。

この計画は障がい者または障がい児が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するように定めたもので、今後とも居住系サービス、日中活動系サービス、訪問系サービス及び地域生活支援事業サービスの充実に努めてまいります。

#### 児童福祉

少子化対策の一つとして「安心安全な出産の確保」を目指すため、現

## 産業の振興

#### 農業振興

土づくりを基本とした農業生産基盤の整備と維持に努め、特に昨年簡易水道と統合いたしました、老朽化が著しい営農用水施設については計画的な整備の推進を図るとともに、家畜ふん尿処理施設から生じる堆肥等の有効活用や、生産コストの抑制を図り農業経営基盤の強化を進め、自然や環境に配慮した農業生産環境の改善のため農業環境規範の遵守等に今後も関係者を挙げて積極的に取り組んでまいります。

また、新規就農者対策や農業を継承する担い手、さらには農業生産法人が取り組む経営規模拡大等に対し

行の妊婦健診の公費負担を拡大し、具体的には国が奨励する妊婦健診14回に加え、超音波検査については、本町独自の妊婦支援策として現行（5回分）に6回分を上乗せし、11回分（産婦人科ガイドラインにて示されている望ましい超音波検査回数）とする公費負担拡大を行ってまいります。

また、子どもを育てながら働ける環境づくり実現のため、小学生低学年を対象とした学童保育実施計画を策定してまいります。

#### 保健医療

本年は「佐呂間町健康づくり行動計画」の折返し之年となります。当初策定から5年間の実績や社会環境の変化に対応した今後の計画実施に向け、新たな視点も取り入れ、引き続き平成25年度までの健康づくり計画を進めるとともに全ての人の願いである「健康」で充実した日々を過ごし、豊かな人生を送るための施策を展開してまいります。

医療の充実については、公的医療機関に対する国の財政措置がルール化され、佐呂間厚生病院の運営費助成に対しても応分の特別交付税が措置されることとなりましたが、近年

の医療制度改革から厳しい病院経営を強いられる状況にあります。本年度は佐呂間厚生病院に対する医療機器等の整備を行うとともに、今後とも高齢化が進展する本町にあつて、町民が安心して地域医療が受けられる環境の整備に努めてまいります。

## 生活環境の整備

#### 生活環境

近年におけるリサイクルの適用種類は、複雑多岐になっておりますが、国の施策である環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会の形成に向け、本町においてもごみの発生、排出の抑制に取り組み、国の施策に対応できる安全で確実なごみ処理体制の確立に努めてまいります。

し尿の処理については、遠軽地区広域組合衛生センターで処理をしておりますが、施設全体の老朽化が進行していることから、昨年度より平成23年度の4年計画で施設の改修整備を行い、今後とも快適な生活環境の向上に努めてまいります。

#### 水道・下水道事業

水道事業については、昨年度より6地区の営農用水施設が町簡易水道施設に統合となり、町が維持・管理運営をしておりますが、平成18年度に実施した行財政改革の検証及び経済情勢から、町民の皆様の負担を考慮して、本年度5月分の請求から使用料金を値下げすることとし、今後とも徹底した維持管理に努め、安全で安心な水を供給してまいります。

下水道事業についても、簡易水道同様に前述したとおり、町民の皆様の使用料が大きな負担となっていることから、本年度5月分の請求から使用料金を下げることといたします。また、引き続き普及率の向上にも努めてまいります。

#### 公共交通網

平成22年10月からの実施を目標に進めております「佐呂間町ふれあいバス」運行計画については、昨年7月より順次住民説明を行い、ある程度理解をいただいておりますが、今後は運行に向けた体制の整備や町外への医療バス運行について、地域住民はもとより関係自治体や医療機関とも十分協議を行ってまいります。

#### 消防・防災

昨年から広域的な観点から組織活性化を図るとともに、業務運営面や人事管理面などについても、組合全体として一元化を図ってきたところであります。今後においても消防体制の充実を図り、消防機材の計画的整備、町民の救命率向上のための講習会の開催、さらには救急医療の高度化、専門的治療を必要とする二次医療機関等との連携を密にし、町民が安心できる消防体制の整備を進めてまいります。

近年、自然災害が多発しており本町においても、風水害や津波災害に対する対策が、急務と考えております。本年度は各行政機関等の支援をいただき、洪水ハザードマップや津波災害被害を想定した津波避難シミュレーションを作成し、町民の避難対策や避難場所の確保に努めてまいります。

※教育行政に関しましては、「教育行政推進方針」にてお知らせしますので、内容を省略いたします。

## 平成21年度 教育行政推進方針概要

#### 香川教育長 平成21年度教育行政推進の主要方針

平成18年12月の教育基本法改正、平成19年の「教育三法」の改正を受け、昨年度は正に教育界は改革に向け、第一步を踏み出したところであります。

こうした変革の時代にあつて、創造性に富み、主体的に生きていくことのできる個性豊かな人材を育成していくことは、教育の目標であり、果たしていかなければならない役割でもあります。

そのような中で学校教育においては、新学習指導要領が告示され、小中学校とも従来の「ゆとり教育」からの転換と思える授業時数の増加や授業内容の見直しがされております。しかし、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成など、子ども達の「生きる力」を育むという基本理念は変わるものではありません。

本年度より本町におきましても学校に二学期制を導入いたしますが、児童生徒にとって、更に保護者・教職員にとりましても、より良い制度となるよう関係者一丸となって取り組んでまいります。

こうした環境のもと、佐呂間町教育目標『自ら学び ともに磨き合い 広い心と 生きがいをもち ふるさとを愛する たくましいサロマ人』の具現化に向け、本町の豊かな自然や歴史、文化を踏まえ、地域の特性を活かし、学校・家庭・地域社会がそれぞれの持つ教育機能を活性化するとともに、相互の融合を深め、学校教育と社会教育の一体化を図り、生き生きと学び続ける生涯学習社会の実現を目指してまいります。

#### 重点項目

一、新学習指導要領へのスムーズな移行に配慮し「確かな学力の向上」と「豊かな心」「健やかな体の育成」を図る学校教育の推進とそのための基盤整備

一、一人ひとりが生涯を通して生きがいのある充実した生活と自己実現を実感できる生涯学習社会の推進とそのための基盤整備

一、人々の生活に潤いや生きがいをもたらす文化活動や心身ともに健康で充実した生活を目指すスポーツ活動の推進とそのための基盤整備

## 学校教育の充実

学校再編から3年が過ぎ、再編における多様な問題もほぼ解決し児童生徒に落ち着いた教育がなされております。また、小中学校とも特色ある学校運営が行われており、校長を中心とした教職員の努力と保護者、地域住民の理解と協力が形となって現れてきております。

教育委員会と致しましては、このような充実した教育環境の基盤をより強めることと、教職員と児童生徒がじつくりと向かい合う時間を確保し、学校にゆとりを持たせることを目的に本年4月からすべての学校に

「二学期制」を導入することと致します。これにより児童生徒がより一層、「確かな学力」と「心豊かな生きる力」を持った大人へと成長してくれることを願うものであります。

また、地域の理解を得て安定した学校運営を行うために、学校は地域に開かれたものでなければなりません。このため校長、教職員が自らの業務を自己評価（内部評価）し、さらには、保護者、学校評議員からの外部評価を基に適切な学校評価を行い地域に信頼される学校づくりに努めてまいります。

さらに、本年度より「教員免許更新制度」が導入され10年ごとに教員

## 社会教育の充実

すべての社会教育活動は、生涯学習社会を形成するための人づくりであり「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことができ、生きる喜びを実感できる地域づくりを目指すも

のであります。

佐呂間町社会教育目標『人々を地域を 夢を育む サロマの未来』を基底とした第5次社会教育中期計画に基づき自主的・主体的な学習に対する支援や、町民と行政との協働により多様化、高度化する学習要求に応える事業の展開に努めるとともに、「学びの場」、「育ての場」となる学習機会の情報提供に力を入れてまいります。

芸術文化活動の推進についても、町民の主体的な活動を支援することを基本に、芸術鑑賞事業や発表機会の充実、町内外の情報提供の強化を図ってまいります。